

2015年10月 日

宛先：外務省(松川女性参画室長、白石大使)、UN 広報センター、CSW、武川内閣府男女共同参画局長、有村男女共同参画担当大臣、厚労省、法務省、文科省、財務省、UN Women

国際ガールズ・デイに寄せてアピール(案)

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

国際婦人年連絡会は全国組織 36 団体から成り、1975 年の国際婦人年以来、国連が提唱する「平等・開発・平和」を掲げて活動してきました。

10月11日は国連が提唱した「国際ガールズ・デイ International Day of the Girl Child」です。2011年12月、「女性であること」と「子どもであること」の二重の差別を受け、家庭や社会で軽視される女の子たちに、教育の機会を保障し、社会的地位の向上を目指して制定されました。

日本では去る6月、選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、男女共に政治参加が拡大しましたが、民法731条では未だに女性の婚姻最低年齢を16歳(男は18歳)としています。婚姻最低年齢に男女で差をつける合理的な理由はなく、国連女子差別撤廃委員会からも「性による差別である」と度々勧告されてきました。婚姻最低年齢は、選挙権同様、男女共18歳に統一すべきです。

また、社会環境が大きく変化した現在も、「男は外で仕事」、「女は家を守る」という固定的役割分業意識や、男性優位の伝統的価値観が、女の子を苦しめています。8月末にも鹿児島県知事の「サイン、コサイン、タンジェントを女の子に教えて何になる」という発言が話題になりました。県の行政のトップの意識がこれでは、男女平等社会への道のりは遠いと言わざるを得ません。

さらに、拡大する経済格差のあおりを受け、子どもの貧困は増加の一途をたどり、今や6人に1人となりました。高校の進学率が男子96.2%、女子96.9%(平成26年)とほぼ同じであるのに、大学(学部)進学率は男子54.0%に対し女子が45.6%(平成26年)と差が出るのも、人々の意識や貧困との関連を示しています。貧困が次世代に引き継がれるのを防ぐためにも、人々の意識の変革と共に、大学生への給付型奨学金が必要です。

また、インターネットを使った子どもポルノの被害者は増え続け、2014年には746人と過去最高を記録し、被害者の2割近くが小学生以下でした。泣き寝入りをする被害者が多く、この被害者数は氷山の一角と言われています。「子どもポルノ禁止法改正」を受け、2015年7月から単純所持にも罰則が適用されるようになりましたが、「子どもポルノ」の定義そのものがあいまいなため、効果が疑問視されています。18歳未満の子どもを対象にした場合は、表現の自由より子どもを護ることを優先させ、厳しく規制すべきです

日本の女の子たちが、性による差別のない社会で自分の望む教育を受け、性にまつわる犯罪から護られ、のびのびと自分の可能性を広げられるよう、以下のことを要望します。

- 1 民法731条を改正し、婚姻最低年齢を男女共18歳にすること
- 1 大学生への給付型奨学金を実現すること
- 1 子どもポルノに対しては、描写した子どもが実在する・しないにかかわらず法規制の対象とすること